

役員旅費規定（内規）

みつばち福祉会

法人役員及び評議員(評議員選任・解任委員を含む)が業務のために交通用具(自家用車など)を使用したときは、次により支給する。

1. 旅費は目的地の最短距離によって計算する。
2. 車賃は、自分の交通用具（自家用車など）を使用したときは、次により支給する。

・ 片道 2 km以内 2,000 円

・ 片道 5 km以内 3,000 円

・ 5 km以上の遠方は 1 kmあたり 50 円とする。

平成 29 年 4 年 1 日より施行